

特許法102条2項の推定覆滅部分につき 同条3項の適用を認めた事例 —椅子式マッサージ機事件知財高裁大合議判決—

知財高裁特別部令和4年10月20日判決（令和2年（ネ）第10024号特許権侵害差止等請求控訴事件）

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要

1 本件は、本件特許権A（特許第4504690号、発明の名称：椅子式治療装置）、本件特許権B（特許第5162718号、発明の名称：椅子式マッサージ機）及び本件特許権C（特許第4866978号、発明の名称：椅子式マッサージ機）の3件の特許権を有する控訴人が、被控訴人による被告製品1ないし12の製造販売等が本件特許権AないしCの侵害に当たるとして、被控訴人に対して、被告製品1ないし12の製造、販売等の差止め及び廃棄並びに損害賠償（一部請求として15億円）を求めた事案である。

本件特許権AないしCと被告製品1ないし12の対応関係は以下のとおりである。

- ・本件特許権A＝被告製品1ないし8
- ・本件特許権B＝被告製品1ないし5及び8ないし12
- ・本件特許権C＝被告製品1及び2

2 原審は、被告製品1ないし12はいずれも、本件特許権AないしCにかかる発明の技術的範囲に属さないとして、控訴人の請求を棄却した。

3 控訴人は、本件特許権Bにかかる請求については控訴せず、被告製品1ないし8について本件特許権A及びCにかかる請求を棄却した部分につき控訴を提起した（なお、控訴人は、その後、平成27年4月12日以前の損害にかかる部分の予備的請求として不当利得返還請求を追加した。）。

4 本判決は、本件特許Aには、出願前に被控訴人が販売していたA S－878にかかる公然実施発明に基づき新規性欠如の無効理由があるとして、控訴人の本件特許権Aに基づく請求を棄却した。

一方で、本判決は、本件特許Cには無効理由はなく、被告製品1及び2は本件特許権Cにかかる発明（以下「本件発明C」という。）の技術的範囲に属するとして、控訴人の本件特許権Cに基づく、製造販売等の差止及び廃棄請求を認容するとともに、損害賠償請求の一部（3億9154万9273円及び遅延損害金）を認容した。

5 本稿では、本判決の損害論のうち、①推定覆滅部分に係る同条3項における請求の可否及び②特許法102条2項の適用の可否をテーマとし¹、以下では、本件発明C及び被告製品1及び2のみを必要な範囲で取り上げて検討する。

第2 本件発明Cについて

1 はじめに

本件発明Cは、本件特許Cの請求項1ないし5の発明（以下「本件発明C－1ないし5」という。）からなるが、以下では、本件発明C－1及び2について紹介する。なお、本件発明C－3は本件発明C－1の膨縮袋の止着位置を特定した発明であり、本件発明C－4は本件発明C－3の膨縮袋の止着位置をさらに仔細に特定した発明である。本件発明C－5は本件発明C－1ないし4の椅子式マッサージ機のリクライニング動作に着目した発明である。

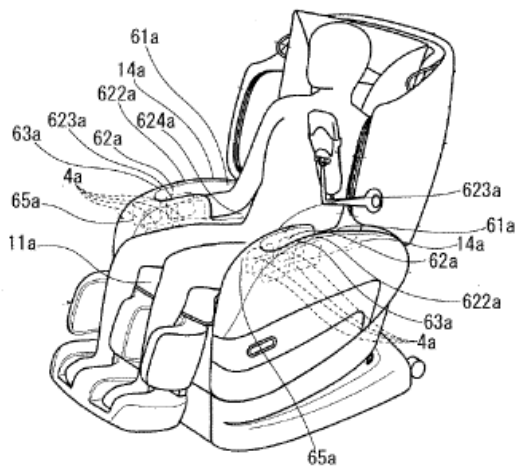
2 本件発明C－1について

本件発明C－1を構成要件に分説すると以下のとおりである（なお、括弧内符号等は筆者が付した）。発明自体は非常にシンプルな内容であるため、下記の【図2】【図6】及び【図13】の符号（なお、関連しない符号を抹消している。）と対照して、その構成の概要を理解されたい。

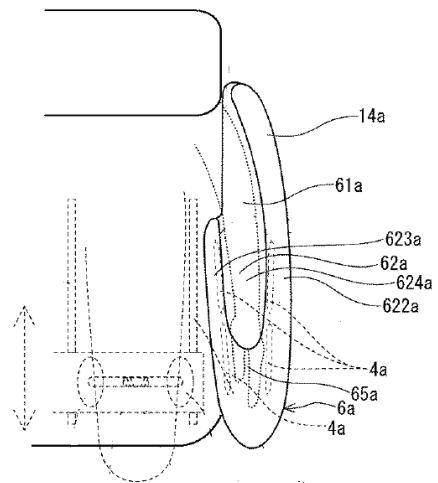
- A 座部及び背凭れ部を有する椅子本体と、該椅子本体の両側部に肘掛部（14a）を有する椅子式マッサージ機において、
- B 前記肘掛部（14a）に、内側後方から施療者の前腕部を挿入するための前腕挿入開口部（61a）と、該前腕挿入開口部（61a）から延設して肘掛部（14a）の内部に施療者の手部を含む前腕部を挿入保持するための空洞部（62a）が設けられ、
- C 前記空洞部（62a）は、前記肘掛部（14a）の幅方向左右に夫々設けた外側立上り壁（622a）及び内側立上り壁（623a）と底面部（624a）とから形成され、
- D 前記外側立上り壁（622a）及び内側立上り壁（623a）の上面前端部に空洞部（14a）の先端部の上方を塞ぐ形態で手掛け部（65a）が設けられており、
- E 前記肘掛部（14a）が、
 - E－1 前部に前記底面部（624a）と前記外側立上り壁（622a）と前記内側立上り壁（623a）と前記手掛け部（65a）とに囲われ、前記空洞部に位置する施療部（66a：口型施療部）と、
 - E－2 後部に前記底面部（624a）と前記外側立上り壁（622a）によりL型に形成され、前記前腕挿入開口部（61a）に位置する施療部（68a：L型施療部）とを備え、
- F それぞれの施療部（66a・68a）に膨縮袋（4a）が夫々設けられている
- G 事を特徴とする椅子式マッサージ機。

1 その他のテーマについては田上洋平「特許法102条2項の推定覆滅部分についての特許法102条3項適用の可否－椅子式マッサージ事件－」本誌Vol.21 No.245 1頁も参照

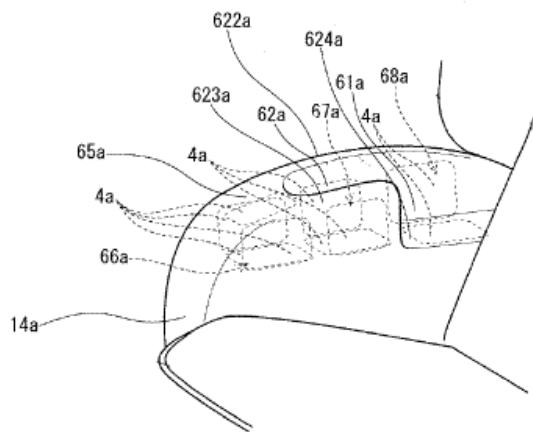
【図 2】



【図 6】



【図 13】



- 14a : 肘掛部
- 61a : 前腕挿入開口部
- 62a : 空洞部
- 622a : 外側立上がり壁
- 623a : 内側立上がり壁
- 624a : 底面部
- 65a : 手掛け部
- 66a : 口型施療部
- 68a : L型施療部
- 4a : 膨縮袋

3 本件発明C-2について

本件発明C-2を構成要件に分説すると以下のとおりである（なお、括弧内符号等は筆者が付した。）。発明自体は非常にシンプルな内容であるため、下記【図14】の符号（なお、筆者において関連しない符号を抹消している。）と対照するとともに、上記【図13】と比較して、その構成の概要を理解されたい。

H 前記肘掛部は、中部に前記底面部（624a）と前記外側立上り壁（622a）と手掛け部（65a）によりコ型に形成された施療部（69a：コ型施療部）を備えており、

I 前記底面部（624a）と前記手掛け部（65a）とでは、施療者の前腕部を載置しうるための載置面が異なっており、底面部（624a）の載置面（63a）よりも手掛け部（65a）の載置面の方が高い位置に形成されている

J 事の特徴とする請求項1記載の椅子式マッサージ機。